

介護職員等特定処遇改善加算

○「介護職員等特定改善加算」とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成29年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

○ 算定要件

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを算定していること。
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて見えるかを行っていること。

○ 職場環境要件の掲示について

みえる化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示します。

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上	<p>働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替え職員確保を含む)</p> <p>研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</p>	<p>自己啓発による資格支援を促進するため給与規程で等級ごとに任用要件を定めている。</p> <p>自己啓発による資格支援を促進するため給与規程で等級ごとに任用要件を定めている。</p>
労働環境・処遇の改善	<p>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケアの内容の改善</p> <p>介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</p> <p>事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化。</p>	<p>毎朝、ミーティングを開き情報共有を徹底している。ミーティングには、リーダー、看護職員、機能訓練指導員を含め他職種とのコミュニケーションの円滑化を図っている。</p> <p>特浴を導入し、介護職員の腰痛対策を行っている。</p> <p>事故防止マニュアルの作成を実施。</p>
その他	<p>非正規職員から正規職員への転換</p> <p>職員の増員による業務負担の軽減。</p>	<p>希望する非正規職員を正規職員への転換を図る。</p> <p>積極的に正社員として職員を採用し、一人一人の業務を分散させ負担を軽減している。</p>